

平成16年1月5日

携帯電話の番号ポータビリティのあり方に関する研究会事務局 御中

ソフトバンクBB 株式会社

携帯電話の番号ポータビリティの在り方について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成15年12月15日付にて募集のあった、「携帯電話の番号ポータビリティの在り方について」の意見募集に対して、弊社の意見を別紙のとおり送付させていただきます。

問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので宜しくお願い致します。

代表者の氏名

孫 正義

主たる事務所の所在地

〒103-0015

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

日本橋箱崎ビル

連絡先

ソフトバンクBB株式会社

取締役 BBフォン事業本部長

宮 川 潤 一

TEL

E-MAIL

「携帯電話の番号ポータビリティのあり方について」に対する意見

1. 番号は、誰に帰属するものかを整理する必要がある。

米国においても番号ポータビリティは、すでに実施されているが、番号は利用者に帰属することを前提に整理がされている。これは非常に重要な前例であり、CDEの事業者コードの利用方法を考え直すことを意味している。今回、番号ポータビリティを実施するには、まず、この番号は誰に帰属するものかを明らかにして番号体系を整理する必要がある。

2. 「携帯電話」の定義を明確にする。

「携帯電話」の定義は、議事録、検討会資料を読む限り、不明確である。弊社は、携帯電話は、そもそも、固定電話の対極にある概念であることを勘案すると移動電話全般を本件においては表すものと解釈し議論をすべきであると考えます。

3. 番号ポータビリティは、11桁の番号体系、全てを範囲として実施する。

現状、携帯電話の番号は、090、080で始まる11桁の番号体系である。ユーザーの視点で見ただけには、番号を見ただけで、第2世代か第3世代かを区別することは出来ない仕組みになっている。従って、番号を移行するパターンは、第2世代、第3世代を区別せず、移行できることが望ましい。また、この移行の範囲を拡大し、050番号等のほかの11桁番号についても同様に移行できるようにする必要がある。

4. 全ての携帯電話事業者間で実施する。

番号ポータビリティに参加する事業者は、全ての携帯電話事業者を対象にすべきであり、参加しない事業者がいることは望ましくない。また、第3世代携帯電話事業者として、今後、TD-CDMA等へ弊社等新たな事業者の参入が考えられるが、これらの新規参入事業者も番号ポータビリティ実施に含める必要がある。

5. 移転先番号案内サービス等は、番号ポータビリティ導入の過渡的サービスと位置付ける。

ユーザーの利便性を念頭においた場合、番号ポータビリティの実施を前提に議論する必要がある。しかし、これを実施するには期間を要するため、過渡的なサービスとして、移転先番号案内サービス等の既に一部の事業者内で行っているサービスを他事業者間にも拡大して行うことは重要である。また、このサービスは、ユーザーの希望で番号が変更になった場合にも有効なサービスであり、他事業者にスイッチした場合にも対応できるようにする必要がある。

6. 費用負担は、受益者負担を原則に慎重に検討することを要望する。

受益者負担の原則により、慎重に検討する必要がある。従って、携帯電話の保有者（受信者）、発信者（固定電話等携帯電話に発信できる全ての電話）、携帯電話事業者（加入、解約両事業者）の関係する全ての者が負担する必要がある。但し、携帯電話保有者の初期負担は、現行契約時の事務手数料以下に設定することが、利用障壁を下げ番号ポータビリティ利用の促進につながると考えられる。

7. メールアドレスのポータビリティは、慎重に検討し実施することを希望する。

音声サービスと違い、メールを利用するサービスは、動画添付メール等のように事業者ごとに特色があり、今後この傾向はさらに拡大することが予想される。これを、ドメインも含めてポータビリティすることは、意に反して、混乱を招く恐れもあり、慎重に検討することが重要であるとの検討会の意見であるが、音声サービスが徐々にデータ通信（メール含む）に移行している現状から考えると、実施することを前提に検討し、早急に実施することを期待する。

8. 導入までの期間をできるだけ短縮する。

方針確定から、実施までの期間目標を1年程度に設定し、早急に実施することを期待する。

9. 導入する場合の判断要因は、公正競争確保の観点を重視する。

新規事業者が、顧客を新規に確保する上で大きな障害となりうる番号変更の問題を解決することは、公正競争確保の観点から重要であり、導入費用の額にこだわらず実施すべきである。

以 上